

部課名		地域福祉部 福祉総務課											
課の使命		・誰もが安心して地域で暮らし続けることができるように支援します。 ・地域住民が地域の課題を解決するための仕組みを構築できるように支援します。 ・近年顕在化してきている複雑化・複合化した福祉課題を抱えた地域住民へ迅速かつ効果的な支援を行うため、地域の身近な相談支援の体制づくりを推進します。 ・地域福祉活動への協力者が、円滑に活動できるようサポートします。 ・部署・部内連携を促進し、部内各課が適切かつ円滑に業務を遂行できるようサポートします。											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定						中間確認		年度末確認					
順位	計画 類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗 状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評価	評価の 視点	課題と対応
1	重点 事業 プラン	避難行動要支援者の避難支援体制整備	町田市5ヵ年計画22-26に基づき、個別避難計画作成の優先度が高い方の計画作成を完了する必要があります。 そのため未作成の方には、様式等の送付や福祉専門職からの働きかけ、さらには直接自宅へ訪問するなどのあらゆる方法により案内の機会を増やすことで、対象者全ての方の計画作成に取り組みます。 また、計画作成にはより多くの福祉専門職の参画が求められるため、協力依頼のための周知を強化します。 さらに、2027年度からの作成対象者拡大への対応と、作成した計画の更新を円滑に行うため、新たなスキームを検討し、その実施体制を整備します。	①計画作成の優先度が高い全ての未作成者への計画作成の働きかけ ②計画作成支援関係者に向けた、個別避難計画作成の促進への協力依頼のための周知実施回数 ③個別避難計画累計作成数 ④作成対象者の拡大を見据えた、2027年度以降の計画作成・更新のスキーム検討及び実施体制の整備	①完了 ②12回 ③600件 ④完了								
2	重点 事業 プラン	成年後見人のなり手育成の推進	市民感覚・目線を大切にしたいきめ細やかな後見活動を行う市民後見人の登録に向けて、第7期市民後見人育成研修の2年目となる実務者研修を行います。また、社会福祉法人等による成年後見人の受任に向けた支援体制の整備を進めます。	①市民後見人実務者研修修了者数 ②法人後見支援体制の整備	①10人 ②完了								
3	重点 事業 プラン	地域ホッとプランの推進	第4次地域福祉計画である「町田市地域ホッとプラン」は、計画期間を2022年度から2031年度までの10年間としており、策定から5年で見直すこととしています。 見直しにあたっては、「町田市地域福祉計画審議会」で検討するほか、パブリックコメントを実施し、広く市民の方にご意見を伺います。 また、地域ホッとプランに掲げる地域共生社会の実現に向け、福祉の困りごとを抱える方への支援体制をより強化していくため、専門支援機関のみならず、普段の生活で接するさまざまな方々を含めた支援のネットワークの拡大を図ります。そのため、現在、ご協力いただいているコンビニ、スーパー、ドラッグストア等の5事業者に加え、新たに働きかけを行っていきます。	①町田市地域ホッとプランの中間見直し ②新たなネットワークにおける構成事業者数	①完了 ②2事業者								

順位	計画 類型	年度目標設定				中間確認			年度末確認				
		取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗 状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評価	評価の 視点	課題と対応
4	個別計画 / 全庁で 取り組む 施策	心のバリアフリーの普及啓発によるユニバーサル社会の推進/「障がい者への差別を解消し共生社会の実現」に向けた取組	福祉のまちづくり総合推進条例の規定に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)」を策定します。 併せて、「心のバリアフリーハンドブック」を、市内小学生や市民、民間事業者配布し、心のバリアフリー※についての意識啓発に努め、具体的な行動へと繋がる意識の醸成を目指します。また、X(旧Twitter)を活用して、心のバリアフリーに関する解説やイベント情報を積極的に発信し、認知度のさらなる向上を目指します。 ※心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方	①(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)の策定 ②心のバリアフリーの認知度 ③心のバリアフリーハンドブックを使用した授業を受けた児童のうち、多様な立場を理解して既に行動している・行動しようと思った児童の割合	①完了 ②50% ③75%								
5	事務事業 見直し	福祉輸送サービス事業の運営見直し	町田市福祉輸送サービス共同配車センターは、高齢者や障がい者等移動に制約のある方の生活の一助となるべく2007年度から運営しています。一方で課題である、高齢社会による移送ニーズや、昨今のネット予約化に対応するため、利用者がより円滑に移動できるような共同配車センターの運営体制について見直しを行います。	①運営体制の見直し ②運営体制見直しに関する事業者との連絡会	①完了 ②3回								
6	人材育成	「チャレンジ志向」	課題の解決や業務の更なる効率化を目的とし、業務に関する発展的知識の研修の受講や先進自治体への視察等を行ったうえで、報告レポートをまとめ、各業務への発展的活用を図ります。	課内職員による研修・視察等のフィードバック件数	17件								

部課名		地域福祉部 指導監査課											
課の使命		社会福祉法及び介護保険法等の関係法令に基づき、社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適正な運営ができるよう指導・助言・支援を行うことで、すべての利用者が適正なサービスを受けることができるようにします。											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定						中間確認		年度末確認					
順位	計画 類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進 捗 状 況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評 価	評価の 視点	課題と対応
1	個別 計画	社会福祉法人 及び福祉サー ビス事業者等 が適正に運営 できるような指 導助言の実施	社会福祉法人及び福祉サービス事業者等が、福祉関係法令を遵守し適正な事業運営ができるよう、集団指導などの指導・助言・支援を行い、福祉サービス利用者に質の高いサービスを提供するため文書指摘率(※)の改善を図ります。特に、文書指摘率が高い傾向にある障がい分野については、集団指導の取組み等を通じて一層の改善を図ります。 ※「文書指摘率」 実地指導を実施した社会福祉法人と福祉サービスのうち、文書指摘した社会福祉法人と福祉サービスの割合	文書指摘率	47.0% ※2025年度からの取組(2か年度目)								
2	事務 事業 見直し／ 全庁で取 り組む 施策／ 人材育 成	指導監査業務 の質的向上／ 「ゼロカーボン シティまちだ」 ／「市民志向」	①-1 従来の紙に依存したアナログな検査手法から脱却し、より効率的かつ効果的な指導監査を実施するため、デジタルツールを積極的に活用します。2026年度は、社会福祉法人分野での活用に取り組みます(障がい及び介護分野は2025年度までに実施済)。 ①-2 ①-1の取り組みにより、業務に使用する紙の削減に取り組みます。 ②指導監査課の指導水準を維持するため、指導監査業務に求められる知識・技量等を明確にし、新規に配属された職員の人材育成の指針として活用する「指導監査課職員 人材育成方針」を策定します。	①-1 デジタルツールを活用した指導監査の分野数(実地指導;社会福祉法人・介護・障がい・児童の4分野) ①-2 2024年度の紙使用量に対する削減割合 ②指導監査課職員人材育成方針の策定	①-1 3分野 実施済(社会福祉法人分野) ※2024年度からの取組(3か年度目) ①-2 15%削減(約60,000枚) ②策定								
3	個別 計画	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実地指導に向けたプロセスの構築／市民志向	2027年1月に、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実地指導を開始します。この実地指導を円滑に進めるため、指導監査基準及び検査員が使用するチェックシート等のツールを作成します。	①乳児等通園支援事業指導監査基準の作成 ②実地指導で検査員が使用するチェックシート等の作成	①作成 ②作成								

部課名		地域福祉部 生活援護課											
課の使命		・最低限度の生活を保障するために、困窮の程度に応じ、必要かつ適正な保護等の支援を行い、自立を助長します。 ・生活困窮状態にある方に対し、生活保護に先立つセーフティネットとして、相談者が目指す生活の実現を支援します。											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定						中間確認			年度末確認				
順位	計画 類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進 捗 状 況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評 価	評価の 視点	課題と対応
1	個別 計画	一時的な支援を要する生活困窮者に対し、生活保護に至る前に自立した生活を送れるように支援する取組の実施	ハローワーク町田と連携した研修を実施し、相互の事業内容や生活困窮者の能力に応じた就職先の確保などについて理解を深めることにより、就労支援力の向上を図り、相談者が生活保護に至る前に自立できるように支援します。	一時的な支援を要する生活困窮者でハローワーク町田による就労サポートの支援を受けた方のうち、 ①就職できた方の人数 ②就職できた方の割合	①50人 ②83%								
2	個別 計画	自立に向け段階的な支援を要する生活困窮者等に対する就労に向けた支援の充実	本事業の対象である生活困窮者の中には引きこもり状態の方が多いため、継続してボランティア活動などを行い、社会とのつながりを持った生活を送れるよう支援します。その後、経済的自立ができるよう就労に向けた支援や自立した生活に必要なスキルを習得するための支援を実施します。 ①②就労を目指す方に対しては、就労準備支援として就労活動に必要なビジネススキルを習得するためのセミナーや就労体験等を実施します。また、就労先の情報提供については、その方の価値観や希望と、事業者の応募要件との相違点が少ない就労先を案内できるよう、雇用情勢と働き方の選択肢の現状を踏まえて、ハローワーク町田につなげます。 継続して就労ができるような支援メニューとするため、過去に支援を受けて就労した方に電話・面談等を行い、受けた支援メニューの有効性について検証し、就労準備支援が効果的にできるように改善していきます。 ③日常生活や社会生活を送るための支援に留まる方には、ボランティア体験などの機会を提供するとともに、ボランティア団体やNPO法人などと連携し、その後の社会参加の場所を確保するなど、今後の就労に向けた活動につなげていきます。	①就労準備支援事業を経た就労者数 ②就労準備支援事業を経た就労者のうち、1か月以上継続して就労した方の割合 ③利用者の希望や状況に応じて地域のボランティア団体等につなげた人数	①18人 ②83% ③10人								
3	人材 育成	業務対応力向上のための人材育成 「チームワーク志向／目的志向」	・新人ケースワーカーの育成、業務対応力向上に向けて、「生活援護課ケースワーカー人材育成方針」に基づき、配属1年目の職員に対して課内研修を計画的に実施します。 ・ケースワーカー人材育成方針に基づくセルフチェックシートを用いて、新人ケースワーカーの業務習熟度を把握します。	新人ケースワーカーの業務習熟度	ケースワーカー人材育成方針に基づくセルフチェックシート取組項目の達成度 80%以上								
4	全庁 で 取 組 む 施 策	郵送料の削減 「サービスの廃止・縮小」 紙使用量の削減 「ゼロカーボンシティまちだ」	例年送付している『年間スケジュール表』等への情報の集約、収入申告・資産申告の案内(全世帯対象)にお知らせの同封、及びケースワーカーによる定期訪問時の直接周知を徹底することにより、情報紙『福祉だより』の発行を廃止し、郵送料及び紙を削減します。	①郵送料の削減額 ②使用する紙の削減枚数	①▲1,148千円 ②A4用紙 ▲19,400枚								

部課名		地域福祉部 障がい福祉課											
課の使命		・サービス提供事業所、医療機関等と連携して、障がい者とその家族の生活の質を維持・向上させるために支援します。 ・相談しやすい体制を充実することで、安心して地域で生活が送れるよう支援します。											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定						中間確認			年度末確認				
順位	計画 類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進 捗 状 況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評 価	評価の 視点	課題と対応
1	個別 計画	「(仮称)町田市障がい者プラン27-32」の策定/経営改革の推進	障害者基本法に基づき設置された、市長の附属機関である「町田市障がい者施策推進協議会」の専門部会「障がい者計画部会」において、施策および重点事業について検討を進め、「(仮称)町田市障がい者プラン27-32」を策定します。	計画策定状況	策定								
2	個別 計画 / 全庁 で 取 り 組 む 施 策	(仮称)町田市手話言語条例の制定/「障がい者への差別を解消し共生社会の実現」	町田市障がい者施策推進協議会に設置した「(仮称)町田市手話言語条例検討部会」において、2025年度に実施したアンケート調査や学習会兼懇談会で集めた意見をふまえ、(仮称)町田市手話言語条例制定に向けて具体的な条文検討を進め、骨子を策定します。	条例制定状況	骨子策定								
3	個別 計画 / 全庁 で 取 り 組 む 施 策	障がいへの理解促進の推進/「障がい者への差別を解消し共生社会の実現」	障がい理解を深め合理的配慮を広める取り組みをさらに推進するため、庁内他部署をはじめ、民間企業、学校、障がい者団体や学生などの多様な主体と連携を図り、協働した普及啓発を行います。	①多様な主体との協働による普及啓発の実施回数 ②合理的配慮の認知度	①10回 ②35%								
4	人材 育成 / 事務 事業 見 直 し	職員各自が改革・改善志向を育む/「改革・改善志向」	課員全員が業務改善に主体的に取り組めるよう、週1回定期的な「業務改善検討タイム」を設け、改革・改善志向を育めるよう促します。 また、職員各自が個人またはグループで年間2件(前後期各1件)の改善案・改善事例を提出し、課全体で共有することで、優れた手法や新たな視点を別の業務に応用するなど実効性のある業務効率化を推進します。 日常的な業務改善の検討を通じて、課題発見力の向上と自発的な提案を促す環境を整備し、課全体の改革・改善志向を継続的に育みます。	業務改善案・業務改善事例の共有	2回								